

(資料1)

箕面滝道観光交流施設整備工事（設計・施工一括発注）

仕 様 書

2019年8月9日

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. 本仕様書は、箕面滝道観光交流施設整備工事の設計・施工・工事監理（以下「本工事等」という。）に適用する。
2. 本工事等を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、及び本仕様書並びに発注者が指定する監督員（以下「監督員という。」）との協議・指示による。

### 第2条 設計・施工一括発注方式採用の目的

1. 箕面滝道観光交流施設の建設にあたっては、建設周辺地域にマッチした外観を有し、観光客のニーズに対応した「飲食事業」と「体験プログラム事業」を行うスペースを設けた施設の建設を目指している。
2. 実施にあたっては、昨今、多種多様化している建設工事について、民間の保有する最新の高度な技術やノウハウを駆使した提案を求め、高品質な建物を建設することを目的とする。
3. 受託者は社内に設計・施工一括方式の業務管理体制を構築し、発注者の指導の下、自社が構築したISO9001または同様なシステムを活用して本工事等に取り組み、事業計画書、設計報告書、施工管理報告書、自主検査報告書など、監督員の指示する書類等を提出すること。

### 第3条 工事範囲等

既存建物の解体及び当該施設の設計並びに建設とする。建設工事範囲等は、別紙位置図に示す範囲とする。また、本工事等に必要な各申請費用及び各負担金、納付金についても含むものとする。

### 第4条 期間

本工事等の期間は、契約の翌日から2019年3月31日までとする。また、この期間内に完了に必要な諸官庁検査並びに契約上の完了検査を完了させ、必要書類等を整え引き渡しを行うこと。

(スケジュール)

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| ・解体工事     | 2019年 9月 3日～2019年 9月20日 |
| ・設計、建築確認等 | 2019年 9月10日～2019年10月18日 |
| ・工事開始日    | 2019年10月19日             |

### 第5条 管理技術者（設計）

管理技術者は、技術士（建設部門）又は一級建築士とする。

### 第6条 監理技術者（工事）

実務経験5年以上を有した者のうち、建設業法第26条の規定に基づく監理技術者（建設業法による一級建築施工管理技士で監理技術者資格者証を有する者に限る。）1名を定め、監理技術者届に経歴書を添えて監督員に提出し承認を受けた上で、本工事に専任で配置すること。

### 第7条 現場代理人の常駐

建設業法第19条の規定に基づく一級建築施工管理技士の資格を有する者1名を現場代理人と定め、現場代理人届に経歴書を添えて監督員に提出し、承認を受けた上で現場代理人とすること。

また、本工事の期間中は、工事現場に常駐させること。

なお、監理技術者と現場代理人は兼務してもよい。

#### 第8条 打合せ

受注者は本工事等を適切かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接な連絡をとり、各業務（設計・施工・工事監理）の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

本工事等着手時及び業務の区切りにおいて、管理技術者及び監理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

#### 第9条 業務計画書

受注者は契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・打合せ計画
- ・成果品の内容、部数
- ・使用する主な図書及び基準
- ・連絡体制（緊急時含む）
- ・その他（監督員が指示する事項）

#### 第10条 現地調査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地調査を行い、設計業務等に必要な現地の状況を把握するものとする。

#### 第11条 設計業務等の成果

成果の内容については、次の各号について取りまとめるものとする。

##### 1. 解体計画書

検討項目は、本仕様書「第2章 解体業務」によるものとする。

##### 2. 設計計画書

検討項目は、本仕様書「第3章 設計業務」によるものとする。

##### 3. 設計図書

設計図書は、本仕様書「第3章 設計業務」に示す方法等により作成するものとする。

##### 4. 数量計算書

数量計算書は、本仕様書「第3章 設計業務」に示す方法等により工種別に取りまとめるものとする。

##### 5. 概算工事費

概算工事費は、前号に従って算出した概算数量をもとに算定するものとする。

##### 6. 施工計画書

施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本内容を記載するものとする。

- ・計画工程表
- ・使用機械
- ・施工方法
- ・施工管理
- ・使用材料

## 第12条 契約後VE提案

1. 「VE提案」とは、契約書第29条の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. VE提案の意義及び範囲については下記による。
  - (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
  - (2) 以下の提案は、VE提案を行う範囲に含まないものとする。
    - ・施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
    - ・提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. VE提案書の提出については下記による。
  - (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。
    - ・設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
    - ・VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の提案等を含む）
    - ・VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
    - ・工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
    - ・その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
  - (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
  - (3) 受注者は、当該VE提案に係る部分の施工に着手する14日前までに、甲に提出できるものとする。
  - (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に受注者に通知するものとする。
6. VE提案を採用した場合の設計変更等について
  - (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
  - (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときには請負代金額を変更しなければならない。
  - (3) VE提案を採用した後、契約書第27条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
7. 当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合には、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

## 第13条 再委託

1. 受注者は、契約書第11条第1項に基づき、下表①に該当する内容を再委託してはならない。
2. 受注者は、下表②に該当する内容の業務を再委託する場合、書面により承諾を得なければならない。

3. 受注者は、設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務を実施しなければならない。

	項目	内容
①	再委託不可の内容	1. 設計の総合調整マネジメント 2. 設計の中核となる図面の作成 3. 打合せ及び内容説明
②	あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	一部専門分野の業務 [例]・構造設計 ・機械設備設計、電気設備設計 ・屋外設計（基盤、造園） ・積算 ・各種診断業務 ・測量業務 ・地質調査業務
③	特に承諾を要しない業務	補助的な業務（軽微なもの） [例]・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・計算（日影、省エネルギー関係、防災関係） ・データ入力（CAD、電算）

#### 第14条 契約変更等の取扱い

契約変更等については、下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、実施設計を行い発注者の承諾を受け図面と数量を確定する。確定した数量のうち、受注者がリスクを負う項目は契約変更の対象としない。
- (2) 発注者がリスクを負う項目において変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、変更内容の詳細は監督員との協議による。
- (3) リスクの判断については、別紙1「リスク分担表」による。

#### 第15条 申請手続及び申請等手数料

確認申請、計画変更及び検査手数料等の諸費用は本工事等に含むものとし、受注者の負担とする。

#### 第16条 その他

##### 留意事項

- (1) 本工事は箕面市から「箕面市地方創生関連交付金活用事業費補助金」の交付を受けて実施する。そのため、箕面市議会の議決を得て、市において当該補助金が予算化されたときに本契約としての効力が生ずるものとし、発注者は、議会で議決が得られなかった場合でも、受注者に対していかなる責任も負わないものとする。
- (2) 発注者と受注者による協議の結果、年度内の工事完了のため、議会の議決前に着手する必要がある生じた工事については、別途契約し、実施するものとする。なお、この場合において、議会の議決が得られなかったときは、発注者は受注者に対し、その契約においてかかった実費を支払うものとする。

## 第2章 解体工事

### 第1条 建物の解体処分

解体処分するのは建物（木造地上1階・地下1階建て延べ床面積158㎡。）とする。なお、建物の基礎及び床のコンクリートは完全に掘り起こし撤去する。また、建物内及び敷地内の残置物についても完全に撤去するが、事前に監督員と確認、協議のうえとする。

### 第2条 埋設物等の撤去

解体に伴い図示されていない埋設物が出た場合、機械の能力範囲で撤去できるものは速やかに掘り起こし完全に撤去処分すること。ただし、原則として、工事費の増額はないものとする。なお、撤去前に監督員の指示を受けること。

また、地上1階の基礎部及び地下1階の解体時に出ると想定される東側通路の土留めについては、原則として建設時に再利用するため、監督員と協議のうえ、存置する。

### 第3条 埋戻し・整地工事

撤去後の埋戻しは、図面で指示のない限り、発生残土にてランマー、重機で充分に締め固めつつ埋戻しを行う。

### 第4条 官公庁その他への法定手続き等

受注者は本工事施工に必要な官公庁その他への手続きは遅延なく行う。なお、緒手月に要する費用は、受注者の負担とする。また、工事用電力及び工事用水等は受注者の責任と費用で措置すること。

### 第5条 施工計画書及び工程表の提出

本工事施工方法について、箕面市と大阪府の協議が発生するため、分別解体等を適切に遂行するための具体的手法や、解体方法を明示した施工計画書及びその工程表を、契約後速やかに発注者へ提出する。

### 第6条 第三者に対する騒音・安全対策及び損害賠償

近隣には住居、店舗、旅館等があり、また前面道路は市民や観光客が頻繁に行き交う。

機械器具は低騒音型、仮囲いは防音シートを使用するなど、騒音規制ならびに公害防止条例等の規定に従い関係法令を遵守する。また、近隣への工事説明や、通行人の安全な誘導などを行い、工事の円滑な進行を図ること。

本工事の実施に先立ち、立地条件や周辺状況はもとより、解体建物の実状が設計図書と異なる場合を想定し、工事現場、解体建物の状況を十分熟知したうえ、第三者及び作業員への事故防止、環境安全対策を実施すること。また、契約書に記載されている保険については、本工事施工前に加入証明書の写しを発注者へ提出すること。

### 第7条 工事に関する記録

本工事施工前の状態と工事後の状態（更地）を写真で記録し、発注者へ提出する。

## 第3章 設計業務

### 第1条 設計業務の目的

本業務は、各種法令基準等と整合を図り、本業務に係る各種検討を行い、課題の整理、計画の立案を行うとともに、工事実施に必要な設計図面・数量計算書等工事関係図書及び関係法令に定める関係機関との協議申請図書の作成を行うことを目的とする。

(整理・検討内容)

- ・関係機関との協議事項を考慮し、公共施設引継のための工事実施に必要な図書を作成する。
- ・「箕面市まちづくり推進条例」に基づく協議図書の作成及び関係各課との事前協議図書の作成を行う。

### 第2条 設計業務に係る要求水準

#### 1. 業務範囲

- (1) 計画においては、周辺環境の景観維持が前提であるが、近隣店舗等に対して配置計画、景観及び環境に配慮する。
- (2) 受託者は本仕様書に示された要求水準に沿って、建設用地等の事前調査、測量業務、地質調査、基本設計、実施計画、設備設計、外構設計、既存構造物解体設計、建築確認申請、設計監理及び本工事等に必要なその関連業務を行う。

#### 2. 建設事業の性能規定

本事業に関する建設事業の要求水準は、原則として発注者が要求する機能及び性能を規定するものであり本事業の具体的仕様、並びにそれらの構成する個々の部位・部品等の性能及び具体的仕様(以下「具体的仕様等」という)については、特記のない限り応募者が下記の性能規定を満たすような提案を行うものとする。

- ・ライフサイクルコストの低減
- ・計画、デザイン、仕様に配慮
- ・環境への配慮(省エネルギー設備機器、建設資材等)
- ・調査、設計、施工期間の短縮
- ・ユニバーサルデザイン
- ・施設
- ・周辺環境の景観維持に寄与するもの

具体的仕様等については、本仕様書で特記のある事項については、これを遵守して提案を行うことを原則とする。

#### 3. 創意工夫の発揮

受託者は、本仕様書に示された水準を、効果的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。また、本仕様書において発注者が具体的仕様等を定めている部分については、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ、本事業の目的と矛盾しないことを受託者が明確に示した場合に限り、発注者は代替的な仕様の提案も認めるものとする。

### 第3条 建設に係る事項

- (1) 都市計画用途指定  
市街化調整区域 建ぺい率 5/10 容積率 10/10
- (2) 対象となる許可申請等  
建築基準法による申請

箕面市まちづくり推進条例に基づく届出

(3) 所在地・敷地面積

所在地 箕面市箕面2丁目7番98号

敷地面積 約344㎡

(4) 建物概要

①用途 飲食店舗兼体験交流スペース

②構造 木造

③階数 地上1階、地下1階建

④延べ面積 95㎡以上120㎡未満

⑤飲食店舗スペース面積 50㎡未満かつ全面積の1/2未満

⑥設計コンセプト

1. 観光資源である自然環境及び周囲の施設を含めた全体の雰囲気との調和を図る
2. 川向いの滝道からの全景が、趣のある佇まいとなるよう配慮する
3. 夜のライティングによる演出にも配慮する

⑦設計にあたっての留意事項

1. 飲食店舗スペースについて、地ビールや地場の素材を使用した料理が気軽に楽しめるスペースとし、15席～20席程度の席数に見合う設備を計画する
2. 地下1階の体験交流スペースについて、家財等の出し入れができるよう、地上からの有効幅1,700mm以上の出入口を設ける
3. 地下1階の体験交流スペースについて、男女用の更衣室を1室ずつ設ける

(5) 建物仕様

【外部仕上げ】

①外壁

- ・杉板鎧張り (t12以上)、押え縁 (15×30) 程度

②屋根及び樋

- ・屋根：いぶし瓦葺き (一文字軒瓦) 程度
- ・樋：塩ビ製

③手摺

- ・ガラス手摺

その他、周辺環境にと調和した仕上げとする

【内部仕上げ】

①設備

飲食店舗スペース

- ・厨房機器 (ガスコンロ、ステンレスシンク、流し台等)
- ・厨房用換気設備
- ・車椅子対応便器
- ・その他、別紙参考図程度のプランを実現するために必要な設備

体験交流スペース

- ・シャワーブース
- ・洗面化粧台 (L=750)
- ・ミニキッチン (L=1,200 程度)  
IH1口コンロ、SUSシンク、給湯リモコン、吊り戸棚、レンジフード
- ・便器  
手洗い付節水型便器 (5.0L未満・タンク式)
- ・給湯器：16号オート給湯器 (給湯カ所ー風呂、洗面、ミニキッチン)
- ・洗濯用水栓、防水パン (室内設置)
- ・24時間換気システム (第3種換気)



- ・照明：すべて LED
- ・その他、別紙参考図程度のプランを実現するために必要な設備

②共通

- ・TV (J:COM)、インターネット (J:COM 導入 (導入工事費用含む))、電話 (空配管+予備線まで)
- ・プロパンガスまたは電気
- ・水道、電気、個別
- ・その他法定設備

その他、別紙参考図程度のプランを実現するために必要な設備

【外構】

- ①外部 LED 灯 (アプローチ部分) 適宜
  - ②植栽 (箕面市まちづくり推進条例に基づく基準及び適宜)、既存樹木は活用
  - ③駐車場 (普通車 3 台以上)
  - ④その他、別紙参考図程度のプランを実現するために必要なもの
- ※既存デッキ、通路手摺については適宜補修のうえ活用する。

【備品 (本工事に含む)】

- ①窓枠内側障子 (普及品)、その他適宜
- ②エアコン (空冷式)  
飲食店舗スペース、体験交流スペース 1 階、体験交流スペース地下 1 階
- ③冷蔵庫  
体験交流スペース 1 階、飲食店舗スペース
- ④その他、別紙参考図程度のプランを実現するために必要な備品

【その他】

- ①ユニバーサルデザイン
  - ②その他、施設の利便性向上に寄与するもの 一式
- (6) 建物性能  
断熱性能：住宅性能評価 省エネルギー対策 4 等級同等

第 4 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は別紙 2 のとおりとし、最新の出版年度のものを使用すること。

第 5 条 調査設計概要

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 整地実施設計             | 1 式 |
| 2. 道路切り下げ実施設計         | 1 式 |
| 3. 下水道実施設計 (雨・汚水)     | 1 式 |
| 4. 上水道実施計画            | 1 式 |
| 5. 箕面市まちづくり推進条例協議図書作成 | 1 式 |
| 6. 関係機関工事完了図書         | 1 式 |
| 7. 測量業務 (レベル測量)       | 1 式 |
| 8. 地質調査 (サウンディング)     | 1 式 |

第 6 条 調査設計内容

本業務の実施に際し、監督員へ「業務計画書」を下記内容を考慮して作成し、監督員の確認を受けること。

1. 現地調査及び設計条件の検討

- ①現地調査
  - ・ 地区界状況、周辺及び地区内道路状況、支障物件等
  - ・ 現況供給処理施設状況（下水道、上水道、電気、電話、ガス、その他）
  - ・ 現況土地使用状況等
  - ・ 現況地盤の土質状況等
- ②土地利用計画等との整合性の検討
  - ・ 関係法令、指導要領等との整合性検討
  - ・ 土地利用計画、地盤計画高、下水道計画等との整合性検討
- ③設計条件の設定
  - ・ 適用基準の決定
  - ・ 施工空間、資材搬入路等施工条件の設定
  - ・ 既設構造物、埋設管等施工上の制約条件の設定
2. 整地実施計画
  - ・ 宅地及び公共施設地盤高の検討設計
  - ・ 造成宅地の形状、検討設計
3. 仮設計画検討
  - ・ 工事車両進入路検討
  - ・ 防塵、騒音、振動等周辺環境対策検討
  - ・ 工程管理計画検討
4. その他
  - ・ 関係機関の指導による計画、検討、設計及び協議図書
  - ・ 既設仮設構造物及び使用不可能な既設供給施設等の撤去計画、検討、設計及び図面作成
5. 通路切り下げ実施計画
  - ①設計条件の設定
    - ・ 基本断面構成（幅、歩道、車道、等）
  - ②通路設計
    - ・ 縦横断計画の設計（道路構造令、造成排水基本設計との整合）
    - ・ 公園管理者との協議資料
  - ③舗装設計
    - ・ 舗装構造の設計（舗装構成の決定と根拠資料作成）
  - ④その他
    - ・ 関係機関との協議による計画、検討、設計及び協議図書
6. 下水道実施設計（雨水、汚水）
  - ①設計検討
    - ・ 各種詳細部分の検討と設計図書の作成
    - ・ 宅地内への取付管の設計
    - ・ 流量計算書作成
  - ②その他
    - ・ 関係機関との協議による計画、検討、設計及び協議図書
7. 上水道実施設計
  - ①設計検討
    - ・ 各種詳細部分の検討と設計図書の作成
    - ・ 宅地内引込みの設計
    - ・ 管網計算書作成
  - ②その他
    - ・ 関係機関との協議による計画、検討、設計及び協議図書
8. 箕面市まちづくり推進条例に伴う協議等資料作成及び協議

箕面市まちづくり推進条例に定める建設行為に伴う協議・変更協議・工事完了・公共施設引継に必要な図書（道路台帳・下水道台帳）、関係機関協議資料等を作成する。

上記の作成した資料、申請図書を基に、関係機関との協議及び打合せは受注者が実施すること。

9. 計画敷地内及び周辺レベル測量業務

（地積測量図作成及び合筆については別途発注者でおこなう）

10. 地質調査

サウンディング：スウェーデン式サウンディング5箇所以上

※施工位置等については監督員との協議により決定する。

第7条 その他

1. 守秘義務

(1) 受注者は契約書第1条第4項の規定により、本業務の実務過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 本業務の完了及び誤りの訂正

本業務の完了は、成果品を提出し、検査の合格した時点とする。なお、検査の合格後であっても誤りが発見された場合には、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

(3) 成果品

提出する成果品は、下記のとおりとする。

項目	サイズ	成果品数		
		青焼き製法		
(1) 実施設計図面	A2版 A3縮小版 CD-R		1部 2部 1枚	原図1式
(2) 報告書等				
①設計業務等成果概要書	A4版	製本	1部	
②現地踏査報告書	A4版	製本	1部	
③設計報告書（各種設計計画書含む）	A4版	製本	1部	
④数量計算書	A4版	製本	1部	
⑤コスト縮減検討書（必要に応じて）	A4版	製本	1部	
⑥地質調査報告書	A4版	製本	1部	
⑦打合せ記録簿	A4版	製本	1部	
(3) 箕面市まちづくり推進条例申請図書等				
①協議図書	A4版	ファイル綴り	3部	
②関係機関申請図書	A4版	ファイル綴り	3部	
(4) 建築基準法に基づく申請				
①申請図書	A4、A3版	ファイル綴り	3部	
(5) その他関係法令に基づく申請				
①申請図書	A4、A3版	ファイル綴り	3部	

※電子データについては、オリジナルデータ（word・excel・cad等）及びそのPDFデータを納品すること

※作成した図面のオリジナルデータはDXF形式又はJWW形式で納品すること。

## 第4章 建設工事

### 第1条 建設工事に係る一般事項

#### 1. 仕様書等

本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「国」という。）の定める「公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（以下共通仕様書）」、本仕様書、関係法令等により適正に施工すること。

#### 2. 工事内容

図面及び仕様書等に疑義がある場合、または工事に必要な事項で記載のないものについては監督員と協議しその指示を受けること。

#### 3. 対外交渉

本工事の施工にあたり関係官公署及び周辺住民と交渉する場合、または苦情・要望を受けた場合は速やかに監督員に報告し、その指示を受けること。

#### 4. 構造物の保全

既設構造物及び民有財産を事前に調査し、工事用機材の搬入出に際し損傷、破損がないよう充分留意すること。

万一損傷破損があった場合は速やかに監督員に報告し、その指示により現況復旧等を行うこと。なお、これに用いる費用は受注者の負担とする。

#### 5. 作業時間

##### (1) 作業時の留意点

①本工事の計画地は、箕面大滝に向かう観光エリアであり、特に10月中旬～12月中旬は観光のピーク期間で、前面道路を多くの観光客が行き交うこととなる。建設業務においては、安全確保及び近隣商業への配慮を十分行った施工計画とすること。また、近隣への工事説明や通行人の安全な誘導を行い、工事の円滑な進行を図ること。

②施工時間等の変更が必要となった場合には速やかに監督員と別途協議し、監督員の指示に従うこと。

##### (2) 休日作業の制限

日曜日、祝日の作業は原則として禁止する。作業が必要となった場合には、速やかに監督員と別途協議し、監督員の指示に従うこと。ただし、建設機械や騒音が発生する作業を伴う場合は承諾しない。

#### 6. その他

第三者による現場内への不法投棄が発生しないように日ごろから管理を徹底すること。また、周辺環境には常に配慮し工事を行うこと。

### 第2条 工事監理

1. 受託者は、着工前に十分な打ち合わせを行い、施工計画及び工程計画を立案すること。

#### 2. 施工管理

本工事の施工管理は、国の「建築工事監理指針（最新版）」により監理すること。

#### 3. 材料承諾

本工事に使用する主要な材料（JIS・JAS等規定品は除く）は監督員に材料承諾願を提出し、承認を得なければならない。

#### 4. 工事報告・出来形図

本工事に必要な工事報告及び出来形図については下記による。

(1) 工事報告：設計図書に定めがあるときは、その定めに従い必要な書類を監督員に提出すること。

(2) 竣工図（施工図含む）：受注者は、工事完成後竣工図（背張製本A2版2部、A3縮小版2部、PDFデータ・DXF又はJWW形式 1式）

(3) その他：監督員の指示する書類を提出すること。

#### 5. 工事現場の管理

工事現場内外の安全管理については、作業中はもちろん事、作業休止日等においても第三者（周辺住民等）による事故等が起きることのない様、十分現場を把握し、適切に管理すること。なお、事故等が発生した場合は、監督員にただちに報告し、受注者の責任において処理すること。

#### 6. 交通安全の確保

- ① 工事用車両等の運行については十分注意し、対人等の危険防止を図ること。
- ② 工事用車両等を住宅周囲の道路に駐車しないこと。
- ③ 工事用材料運搬車両は原則として、荷台にシートを被せること。
- ④ 工事用車両は、騒音防止のため警笛の抑止と、進行速度及び工事現場内制限速度遵守並びに排出ガスの低減に努めること。
- ⑤ 資機材搬入時等には、工事安全上の監視等を行うこと。

#### 7. 工事用進入路

工事用機械及び資材搬入出時等の大型車車両通行に際して、既存道路等の路面を汚したり、破損することのないようにすること。万一、汚したり、破損をした場合は、受注者の責任において清掃、復旧工事等を行い、現状復旧すること。

#### 8. 交通誘導員

交通誘導員は資材搬入、残土搬出車両及の誘導及び施工時の安全確保のため交通誘導員を配置すること。また、作業中は1名常駐させることとし、工事状況においては必要に応じて増員させること。

交通誘導員は警備業法に定める一級検定または二級検定の有資格者とする

#### 9. 養生その他

工事中は各工事に必要な養生を行い、必要と認めた場合には隣接物、その他に対して損害を与えないよう養生を施すこと。

#### 10. 工事に関する報告

工事の進捗、労務者の就業、材料の搬入、天候等の状況を示す報告書を提出すること。報告内容、様式は監督員の指示による。

##### 10.1. 工事の竣工

工事は発注者が指定する検査員の検査合格をもって竣工とする。

##### 10.2. 竣工図面、竣工写真及び引渡し

引き渡し時に、竣工図書を作成の上、提出すること。引き渡しに際しては、施工に関連した図書を提出すること。内容は監督員の指示による。

##### 10.3. 各種保険への加入及び建設労働者への適正な賃金の支払い

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入をすること。

##### 10.4. 工程

本工事は契約工期を遵守すると共に、監督員と協議の上、工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。また、可能な限り工期の短縮に努めること。また、週に一度定例的に打ち合わせを行う。

##### 10.5. 工事施工に係る留意事項

- ① 工事材料、廃液等の物資を屋外において焼却しないこと。
- ② 工事施工中の騒音発生については十分注意すること。
- ③ 「大阪府公害防止条例」、「箕面市まちづくり推進条例」及び「箕面市建設工事にかかわる交通安全、公害対策指導要綱」を遵守し工事を行うこと。

- ④工事現場とその周辺に作業員宿舎を設置しないこと。
- ⑤現場作業員の風紀の保守に留意すること。
- ⑥大阪府では自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の流入車規制が実施されており、下記の事項について遵守すること。(大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)に基づく。)
  - a)大阪府が交付する適合車等標章(ステッカー)を表示している車両を使用すること。
  - b)工事受注業者又はその下請業者は、車種規制適合車等の使用を求めること。また、車種規制適合車等が使用されたことについて確認すること。
- ⑦設計変更等については、都度、発注者との協議により決定するものとする。
- ⑧その他必要な事項については、その都度、監督員と協議を行うこと。

1 6. その他工事に関し特に留意すべき事項

- ①工事(仮設計画含む)については、全て監督員の承認を経て工事を実施すること。また、受注者において総合工程、仮設計画等を作成し、監督員の承認を経て工事を実施すること。
- ②仮設の電力、水等を工事着手に先立ち受注者の負担で準備すること。
- ③安全確保等のための施工中の仮設物設置は本工事に含む。
- ④法令遵守は徹底すること。また、道路交通法はもとより建設業法、建築基準法等の法令に拘束されているので、請負者の責任において法令は遵守すること。
- ⑤工事中における災害防止に関しては、受注者は常時最優先に防災処理を施さなければならない。

1 7. 法令に基づく主な諸手続きについて

本工事の施工にあたっては、下表の法令に基づく諸手続きを遅延なく実施するものとし、また、発注者側で実施する手続きが必要なものについては、当該手続きが完了するまで、工事着手をしてはならない。なお、受注者が実施する諸手続きについては、当該手続きが完了したことを監督員に報告し、了解を得た後に工事着手を行うこと。また、これに必要な費用は受注者の負担とする。

【本工事における法令等に基づく諸手続き】

法令等	手続き等	申請者
建設業法	監督員の通知	受注者
建設リサイクル法(資材の再資源化)	対象建設物工事の通知	
	国等の特例による通知	
都市計画法	公共施設管理者の同意等	
	開発行為の協議	
	開発不要の協議	
道路法	道路管理者以外が行う工事	
	道路占用許可	
下水道法	下水道管理者以外が行う工事	
	工事等の許可	
上水道法	給水装置工事申込書 ※水道口径別納付金支払い含む	
建設リサイクル法(資材の再資源化)	対象建設工事の届け出に係る事項の説明等	
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	施工体制台帳の理出等	
建設業法	建設業の許可	
	現場代理人の通知	

	一括下請けの禁止	
	施工体制台帳及び施工体制図の作成等	
	主任技術者及び管理技術者の設置等	
	標識の掲示	
労働者災害補償保険制度	特別加入	
中小企業退職金共済法	加入の確認	
労働安全衛生法	安全衛生管理体制の講ずべき措置	
廃棄物処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の保管	
	運搬又は処理を委託する場合の業者	
	委託の基準	
	産業廃棄物処分業の許可	
	産業廃棄物収集・運搬業の許可	
道路法	特殊車両の通行禁止又は制限の許可	
道路交通法	道路使用の許可	
	許可の手続き	
騒音規制法	特定建設作業の実施の届出	
振動規制法	特定建設作業の実施の届出	
箕面市まちづくり推進条例	特定建設作業の実施の届出	

#### 18. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する工事計画書に、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。

#### 19. コンクリートの品質確保

コンクリートの製造工場の選定に関しては、適正な品質管理と安定供給を行っている工場から選定すること。

#### 20. コンクリート圧送

- (1) ポンプの機種は、所要のコンクリートを十分に圧送できる能力を有するものを選定すること。
- (2) 圧送業者及び技能者については、適正な資格を有する者を選定すること。

#### 21. 再生材

本工事に使用するアスファルト合材及び基礎材については、再生アスファルトコンクリート及び再生クラッシャーランを使用するものとする。ただし、機構の都合もしくは再生材製造工場の都合により、再生アスファルトコンクリート及び再生クラッシャーランの使用が困難な場合については、監督員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。なお、受注者の都合により再生アスファルトコンクリート及び再生クラッシャーランを使用しない場合は、監督員の承諾を得て、新材を使用するものとし、設計変更の対象としない。

#### 22. 公害対策

- (1) 近隣への防音・防塵対策について留意すること。
- (2) 近隣に対する防塵対策のため、場内の散水を定期的に行うこと。なお、要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 本工事の施工に際して関係者との調整により、さらなる防音・防塵対策等を講じる必要が生じた場合は、監督員と協議すること。なお、要する費用は受注者の負担とする。

#### 23. 再生資源

受注者は下記の資材を使用に際し、再生資材を利用するものとする。ただし、監督員が別に新材の使用を指示することとなった場合、または再生材の供給状況に市場性がなく、入手が困難であると認められる場合は設計変更の対象とする。

なお、受注者の都合により再生材を使用しない場合は、監督員の承諾を得て、新材を使用するものとし、設計変更の対象としないものとする

資材種類	使用する再生材
砕石基礎	再生クラッシャーラン (RC-40)
アスファルト混合物	再生アスファルト混合物

### 第3条 整地工事

1. 工事の施工に先立ち、現地で調査を行い、現地地盤高を測量し、監督員に報告すること。
2. 常に降雨による土砂の流出防止に心がけ、公道等への土砂等の流出がないように努めること。
3. 本工事で発生する残土については、地区外搬出処分とする。
4. 宅地地盤強度等の確保
  - (1) 各宅地の地震強度等については、下記の品質を目標するものとし、宅地の仕上がり面完成後に(2)に示すスウェーデン式サウンディング試験を実施し、監督員に試験結果を提出すること。  
(宅地地盤強度の基準)
    - ①宅地地盤面下0.5m～2.5m間のスウェーデン式サウンディング試験などを用いて算出した平均長期許容応力度 $30\text{kN/m}^2$ 以上を満足すること。
    - ②宅地地盤面下0.5m～5.55m間のスウェーデン式サウンディング試験の荷重が500N以下で連続自沈しないこと。
    - ③住宅の建設に支障となる地下埋設物が存在しないこと。
    - ④住宅の建築に有害な沈下、変形等が生じないこと。
  - (2) スウェーデン式サウンディング試験の箇所数等については、あらかじめ監督員と協議し実施すること。なお、実施にあたっては調査場所について監督員の許可を得るものとする。

### 第4条 建設リサイクル等

1. 建設工事に係わる資源の再資源化について  
本工事は「建設工事に係わる資源の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき特定建設資材の分別解体等、及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
2. 産業廃棄物の処理
  - (1) 工事において発生するコンクリート・アスコン塊、木材等の廃棄物は適正に処理することとし、その処理結果を書類等で監督員に報告する。
3. 周辺住民及び既存家屋に対する生活環境の確保等
  - (1) 周辺住宅地に通じる生活道路は、迂回、又は切り回し道路を行い、常時利用可能な状態にすること。又、迂回路および切り回し道路は、通行者や通行車両が迷うことなく円滑に進行できるよう案内標識板等を設置すること。
  - (2) 夜間の通行にも支障のないように明瞭に視認できる表示案内の文字を反射式にするなどの措置を行うこと
  - (3) 本工事の施工に先立ち、必要に応じて隣接住民に対して工事説明を監督員と共に行うこと。

### 第5条 その他

1. 関係機関との調節



- (1) 本工事においては、ガス、関西電力、NTT等のインフラ関係者と十分に工程調整等を行うこと。
- (2) 本工事の施工にあたり、関係機関と交渉する場合、又は苦情要望等を受けた場合、速やかに監督員及び機構に報告しその指示に従うこと。

## 別紙 1

## リスク分担表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項) 詳細事項	リスク分担表		備考
			発注者	受注者	
技術条件	工事一般	工事目的物の品質確保		○	
		使用機械の故障		○	
		施工方法に関する工法等		○	
	設計変更	設計の誤り		○	
		施工時の工事数量変更		○	
		発注条件変更によるもの		○	
その他	関係法令の順守		○		
	施工段階における現場施工に関する技術提案		○		
自然条件	作業用道路、ヤード	地形条件等による工事中道路、作業スペースの制約		○	
	地盤	地質及び地下条件の現場不一致	協議		
	気象	雨、雪、風、気温等の影響	協議		
	その他	提示条件と異なる自然状況の出現、 提示条件に示されない自然条件の出現	協議		
社会条件	地中障害物	提示条件に示されない地中障害物の出現	○		
		提示条件に示されない埋蔵文化財の出現	○		
		受注者の設計・施工方法等による地下埋蔵物等の作業障害物の撤去		○	
	近接施工	一般住宅家屋、施設の新設施工(道路、建設物の沈下)		○	
		道路との近接施工		○	
	環境影響	一般住宅家屋への騒音振動の発生		○	
		工事に伴う排水による水質汚濁		○	
		土壌汚染の発生		○	
		粉塵の発生		○	
	安全管理	施工中の第三者への安全確保		○	
	作業用道路	生活道路(市道)を利用した資材搬入		○	
	価格変動	予期することの出来ない急激なインフレーション	○		
予期することの出来ない急激なデフレーション			○		
その他	日照、電波障害		○		
工事作業に伴うマネジメント特性	他工事調整	住宅建築工事、関連工事等との調整		○	
	関係機関調整	土砂運搬、資材搬入に伴う道路管理者対応		○	
		公共交通機関、ガス、上水道、電気、電話事業者等との調整遅延、電気類の通線、ガス管・水道管施設工事		○	
	住民の対応	近隣住民の苦情対応		○	
	その他	掘削に伴う高所作業の発生		○	
受注者が行う官公庁等への届け出遅れによる影響			○		
その他	不可抗力	地震の影響(災害)、テロ行為、住民運動	○		
	法律基準等の改正	法令改正、設計基準の改正		○	
	その他	契約不履行、労働争議		○	

## ＜注意事項＞

- 1：リスク分担先で「受注者」としている事項については、当該事項を受注者の責により行うこと。または、受注者が当該工事に伴う工事費、工期の変動分に対する責任を負うことを示したものである。
- 2：リスク分担先で「発注者」としている事項については、当該事項を受注者の責により行うこと。または、受注者が当該工事に伴う工事費、工期の変動分に対する責任を負うことを示したものである。

本事業に適用する技術的基準一覧表

各基準共最新版を使用すること。

なお、各基準に記載なき事項については、これらに類する基準を準用する。

- ・ 非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および耐震設計施工要領
- ・ 建設設備耐震設計・施工指針
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 箕面市まちづくり推進条例
- ・ 品質マネジメントシステム ISO9001
- ・ 建築基準法
- ・ その他関係する法令